

株式会社グリーンパワーインベストメント
「(仮称) 深浦風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成26年12月12日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 深浦風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社グリーンパワーインベストメントに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 青森県西津軽郡深浦町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大100,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年 9月29日
環境大臣意見受理	平成26年11月28日
経済産業大臣意見	平成26年12月12日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グリーンパワーインベストメント
「(仮称) 深浦風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定について

- (1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。
- (2) 事業実施想定区域には、水源のかん養、土砂の崩壊防備及び干害防備といった公益的機能の発揮を目的として指定されている保安林並びに自然環境保全基礎調査の植生区分が、「ブナクラス域自然植生」及び「ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジ - ミズナラ群集」となっている区域が存在しているほか、本事業に活用可能な既存道路が存在しない区域及び急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域も存在している。これらのことから、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置により、尾根筋、沢筋及び河川区域周辺の森林を伐開し地形を改変した場合には、直接改変による森林環境の消失が強く懸念されるほか、日本海からの卓越風による影響を強く受け、気象害等による周辺森林の劣化を招くおそれがある。また、自然度の高い植生、尾根筋や水域周辺等の生態系は、生物多様性の保全上重要かつ壊れやすく、回復が困難なため、改変は極力回避されなくてはならない。したがって、対象事業実施区域の設定に当たっては、特に①清滝川左岸上流部、②大船沢から扇田沢までの間、③扇田沢左岸上流部のうち、自然度の高い植生が存在する区域、急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域を除外すること。なお、既存道路が存在せず、これらの区域等を大幅に改変しない限り風力発電設備等が設置できない区域についても除外すること。また、上記以外の公益的機能の発揮が特に必要な区域、既存道路が存在しない区域及び急峻な尾根筋や起伏のある地形となっている区域については、極力除外すること。さらに、事業実施想定区域に存在する複数の沢筋や河川区域、その下流に位置する海域についても、本事業の実施に伴う土砂や濁水の流入による水環境や水生生物の生息・生育環境への影響が懸念されることから、沢筋や河川区域周辺の改変は極力回避すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居地域、学校、保育所、福祉施設等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の構造・配置又は

位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

（2）風車の影について

事業実施想定区域の周辺には、住居等が存在しており、供用時における風車の影による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居等への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

（3）鳥類について

事業実施想定区域及びその周辺においては、既存資料や文献においてイヌワシ、クマタカ等の猛きん類の生息やガン・カモ・ハクチョウ類の渡来が確認されている。このため、風力発電設備への衝突事故等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。

（4）水生生物について

本事業の実施により、複数の沢筋や河川区域、その下流に位置する海域へ土砂や濁水が流入し、そこに生息・生育する重要な水生生物への影響が懸念される。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、沢筋や河川区域から距離を確保するとともに、工事実施時の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えること等により、重要な水生生物への影響を回避又は極力低減すること。

（5）植物について

事業実施想定区域には、チトセバイカモ、ムラサキ、ベニバナヤマシャクヤク等の重要な植物の生育環境が存在している。このため、重要な植物への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な植物に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価し、反映すること。また、自然度の高い植生（現地調査の結果から、自然環境保全基礎調査の現存植生図において、「ブナクラス域自然植生」又は「ブナクラス域代償植生のオオバクロモジ - ミズナラ群集」と同等の植生自然度と判断された植生）の改変及びまとまりのある森林の分断についても回避又は極力低減すること。

（6）生態系について

事業実施想定区域には、自然植生やブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジ - ミズナラ群集、水源かん養保安林等に指定された森林が分布するほか、沢、河川、池沼等の水域も存在し、豊かな自然環境のまとまりの場となっている。このことから、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、比較的平坦な台地段丘面及び砂礫台地上の既存道路や無立木地等を活用することにより、新たな森林の伐開と地形改変を回避又は極力低減すること。

(7) 発生土について

本事業の実施に当たっては、既存道路の拡幅、取付道路の敷設、急峻な尾根筋の改変等に伴う発生土による自然環境への影響が懸念される。このため、既存道路の拡幅面積の最少化や既存道路の有効活用による道路新設の最少化、急峻な尾根筋の改変を回避すること等により発生土量を極力抑制するよう検討すること。また、土量収支の均衡に努め、残土については、場外処分地へ搬出することを基本として検討すること。

(8) 景観について

事業実施想定区域の近傍には、複数の住居地域が存在することから、今後の手続においては、これらの住居地域についても眺望点を設定し、景観について調査、予測及び評価を行うこと。